井田病院血液培養自動分析装置（令和８年度購入分）保守業務委託仕様書

1　目　　的

本件は、血液培養自動分析装置保守業務について、専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、機器の適正な管理運営を推進し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2　委託期間

納入日から 72 か月間（ただし、納入日から起算する各機器の無償保証期間を含む。）

3　履行場所

川崎市中原区井田２－２７－１　川崎市立井田病院

4　保守業務対象機器構成

血液培養自動分析装置　１式

付属ハードウェア（データ管理用端末等）１式

5　保守業務内容

⑴　定期点検（血液培養自動分析装置のみ）

ア　定期点検については、対象機器メーカーの点検基準に基づき実施するものとし、その回数は機器の性能及び安全性を維持するため、発注者と受託者が協議のうえ必要と認める回数以上とする。点検にあたっては、技術員を派遣し、装置が正常な動作を行えるよう、清掃、点検及び調整を行うこと。

イ　定期点検は、川崎市と日時を協議の上行うものとする。

ウ　定期点検の項目は以下のとおりとする。

・機械内部の分解掃除

・機械的、電気、電子的な動作チェック

・調整及び部品の交換

⑵　故障時対応

機器が故障したときは、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。

⑶　その他（費用負担）

ア　定期点検に必要な消耗品は、業者負担とする。

イ　定期点検時に交換が必要と思われる部品については、業者負担とする。

ウ　故障時対応に関わる交換部品代金、出張費、技術料については、業者負担とする。

保守対象品目は血液培養自動分析装置については機器本体、ハードウェアについては本装置の稼働・運用に必要な端末機器等一式とし、端末機器の構成は提案するシステムの仕様によるものとする。

エ　少なくとも平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までの時間帯については、保守業務対応及び連絡受付を行うものとする。また土曜日、日曜日・祝日・休業日は保守業務対応時間外とするが、土曜日及び祝日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までは連絡受付のみ実施し、受付した案件については翌対応時間

帯にて速やかに対応すること。

6　書類の提出

受託者は、医療法施行規則等の関係法令に規定される医療機器保守業務を適正に行う能力のある者の基準を満たしていなければならない。また、当該条項に規定する業務案内書及び業務従事者に対する研修内容等についての資料を提出し、川崎市と協議を行い、その承認を受けなければならない。

7　委託料の請求

受託者は、業務完了届の検査を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料の請求は年度毎とし、各年度の保守期間終了後に請求すること。

また、委託料請求時には、報告書を添付すること。

8　感染防止対策

受託者は、業務を遂行する上で、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、川崎市の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

9　業務の引継ぎ

次期受託者が受託者と異なる場合は、次期受託者に必要な事項を契約期間内に引き継ぐこと。 なお、具体的な実施スケジュール及び引継ぎの詳細については、双方協議の上、決定する。

10　サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。